

議案第119号 四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策強化を図るため、緊急性が高いものから法制化の検討が進められ、「災害対策基本法の一部を改正する法律」が6月27日に公布、施行されました。

この法改正の中で、災害対策本部の設置等に関する規定から市町村分が条項として新設されたことに伴い、本条例で引用している条項を改正するものです。

【改正の内容】

本条例が引用する条番号を第23条第7項から第23条の2第8項へ改正します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条の2第8項</u> の規定に基づき、四万十町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第7項</u> の規定に基づき、四万十町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。